

令和5年4月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和5年4月20日（木） 午後3時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委員（教育長職務代理者）
澤 田	真 弓	委員
川 邊	幹 男	委員
元 木	誠	委員

3 出席説明員

教育総務部長	古 谷 久 乃
教育総務部総務課長	加 藤 博 昭
教育総務部教育政策課長	飯 田 達 也
教育総務部生涯学習課長	柿 原 美 奈
教育総務部教職員課長	筒 井 宣 行
教育総務部学校管理課長	二 見 裕
学校教育部長	川 上 誠
学校教育部教育指導課長	鈴 木 史 洋
学校教育部支援教育課長	小 谷 亜 弓
学校教育部保健体育課長	小 田 耕 生
学校教育部学校食育課長	高 橋 大 歩
学校教育部教育情報担当課長	矢 本 智 子
中央図書館長	山 田 智 子
博物館運営課長	北 山 剛 子
教育研究所長	梅 谷 尚 子

4 傍聴人 1名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に荒川委員を指名した。
- 日程第1 議案第13号については、神奈川県教育委員会が後日発表する案件であるため、日程第2 議案第14号、日程第3 議案第15号、及び日程第5 議案第17号については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、3月の定例会から本日までの間の所管事項について報告をさせていただきます。

お手元に教育長報告があるかと思しますので、ご参照いただければと思います。

3月の議会定例会は3月24日をもって本会議が開催されまして、令和5年度予算等が議決されたところであります。

各学校につきましては、3月8日から3月11日までに中学校、幼稚園、小学校の各卒業式が挙行をされたところであります。

また、3月31日付で退職の先生方の辞令交付を、また4月1日付で新規採用職員等に辞令交付をしたところでございます。

一方、新年度に入りましては、4月4日には、日本語支援ステーションのオープンミーティングをさせていただき、現在稼働させていただいているところであります。先ほど各委員にはご視察をいただきまして、ありがとうございました。

それから4月15日は、中学校体育大会の総合開会式をメインアリーナで開催しました。二千数百名余の生徒が集まりまして、大変壮観な開会式でした。一刻も早く新型コロナウイルスからの回復を図っていければと思っているところであります。

(質問なし)

日程第4 議案第16号『令和6年度使用教科用図書採択基本方針について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第 16 号『令和 6 年度使用教科用図書採択基本方針について』説明をいたします。

本議案は、横須賀地区で令和 6 年度に使用する教科用図書の採択に当たって、公平を期すとともに、優れたものを選定するための基本方針を示すものです。

1 ページをご覧ください。

令和 6 年度使用教科用図書の採択に当たっては、1、公正かつ適正を期し、優れたものを採用する。2、児童・生徒及び学校その他の特性を考慮して採択する。3、教科用図書については、次の委員会等の研究調査の結果を活用して採択するの 3 点を基本方針とし、これに基づき、採択事務を進めてまいります。

小学校及び中学校の教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び同法施行令第 15 条により、4 年に一度採択替えを行うことになっており、令和 6 年度は小学校の採択替えの年に当たっています。

また、学習指導要領の改訂の後についても、採択替えが行われます。高等学校、特別支援学校、特別支援学級で使用する教科用図書については、毎年採択替えを行います。

2 ページから 3 ページをご覧ください。

これは教科用図書採択検討委員会条例です。採択に関する答申を行う委員会及びその検討に必要な資料の取りまとめを行う専門部会に関して規定されています。

この条例に基づき設置される教科用図書採択検討委員会が、教育委員会からの諮問に基づき、教科用図書に関する各種の検討を行います。その結果を採択権者である教育委員会に答申し、令和 6 年度に使用する教科用図書が決定されます。

続いて 4 ページから 6 ページをご覧ください。

これは教科用図書採択に関する事務処理について必要な事項を定める教科用図書採択事務取扱要綱です。

6 ページの別表が採択に係る調査部会及び事務部会の内訳です。

先ほどもお伝えしたとおり、本年度は、小学校、高等学校、特別支援学校、特別支援学級の採択のため、中学校の区分については設置をいたしません。

続いて 7 ページをご覧ください。

こちらは採択事務の仕組みや流れについて、図で示したものです。今年度の教科用図書採択検討委員会は、採択替えが行われる小学校、高等学校、特別支援学校、特別支援学級の 3 つの専門部会を設置し、それぞれ学識経験者、保護者代表、学校教育関係者で構成された 6 名、計 18 名で組織いたします。

各専門部会で検討した結果を最終的に採択検討委員会全体で諮り、答申内容を決定します。

委員の任期は4月20日から8月31日までといたします。

また、採択検討委員会の長は、全委員の互選によって決まります。

なお、教科用図書採択事務関係の日程については、図の下部に記載しています。

教科用図書展示会は6月14日から6月27日まで、横須賀市立南図書館内に設置する横須賀地区教科用図書センターと産業交流プラザで開催いたします。

採択結果の情報開示につきましては、採択一覧表を各学校に送付した後、できるだけ速やかに市政情報コーナーにて、常時閲覧可能といたします。

以上で、議案第16号『令和6年度使用教科用図書採択基本方針について』の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第16号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（1）『横須賀市教育環境整備計画の検討状況等について』

（教育政策課長）

横須賀市教育環境整備計画の検討状況についてご説明させていただきます。

初めに、1、概要になります。令和4年3月に策定した横須賀市教育環境整備計画の前期計画の検討地域である、田浦地域と走水・馬堀地域におきまして、地域別協議会を開催し、対象校の教育環境整備についてご意見を聴取しているところでございます。

なお、各地域の対象となる小学校につきましては、田浦地域におきましては、田浦小学校と長浦小学校、走水・馬堀地域につきましては、走水小学校と馬堀小学校としています。

続いて、2、検討の進め方ですが、教育委員会は、附属機関である横須賀市小中学校適正配置審議会、検討地域対象校における教育環境整備の方策について諮問している状況でございます。

また、当審議会におきましては、地域ごとに学校関係者、保護者、地域の方々で構成する各地域別協議会において意見を聴取し、方策案を検討してまいります。

最終的には教育委員会におきまして、審議会からの答申を受けて、教育環境の

整備についての方策を検討していく形になります。

続いて、3、審議会・協議会の開催状況につきましては、まず、(1)横須賀市立小中学校適正配置審議会につきましては、令和4年5月に第1回を開催し、委員の委嘱や教育委員会からの諮問を行い、検討地域対象校の現状や課題を確認しました。

その後、令和4年12月に第2回を開催し、地域別協議会における意見等について、現状報告を行っています。

2ページをご覧ください。

2つの地域の協議会につきましては、(2)及び(3)に記載のとおり、令和4年5月以降、両地域でそれぞれ5回ずつ開催し、教育環境整備についての意見聴取を行っているところです。

なお、次回が令和5年5月に第6回をそれぞれの地域におきまして開催する予定でございます。

以上で、『教育環境整備計画の検討状況について』の説明を終わります。

(荒川委員)

それぞれの地域別の協議会が、5回ほど開かれているのですが、この中で、特に話題になったようなこと、また課題となるようなことがありましたら教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

(教育政策課長)

各協議会におきましては、まず、それぞれの学校がかなり歴史のある小学校でございますので、やはりそういう感情的な部分の中で少しその小学校が、例えば、なくなっていくだとか、そういうところについては残念というところがまずお気持ちの中にあると考えております。

そのため、ご意見の中では、それぞれの小学校を残していただきたいとか、そういう話もいただいておりますが、一つ、例えば、田浦地域で申し上げますと、田浦小学校と長浦小学校、それぞれ、例えば統合した場合に、問題となるのは、通学距離、やはりここが一番大きなところでございまして、一番長いところで3キロに及ぶ通学距離が出てしまうというところがございまして、そういったところに対して、どういった方策があるのかといったところが大きなところです。

それから、あとは学区の問題でして、現状の学区の中でもやはりその地域の町内会という単位と学区の単位がずれているところがございまして、そういったところをどういうふうに整理すべきかといったところがご意見をいただいております。

(澤田委員)

令和5年度になって、生徒数は、何人になりましたでしょうか。

(教育政策課長)

今回、2つの地域のところを検討しているんですけども、やはりそれぞれの地域でお子様の数が少なくなっています。現状一番少ないところと言いますと、走水小学校という小学校が、昨年度でいきますと48人というお子さんの数でいたんですけども、これまだ確定の数字ではないんですけども、4月1日の段階では、32人ということで、相当少なくなっているというのが現状でございます。

報告事項(2)『新型コロナウイルス感染症に係る市立学校等の対応について』

(保健体育課長)

市立学校における新型コロナウイルス感染に係る対応についてご報告いたします。

資料をご覧ください。

まず初めに、令和4年度の学校関係陽性者数の取扱いについて、令和4年4月1日から7月31日までのものと令和4年8月1日以降の集計方法について、保健所による陽性者の公表の仕方が変わったことにより、資料のほうでは8月1日以降の療養期間中の陽性者数の推移を示していますので、この点についてご承知おきください。

なお、資料裏面になりますが、参考資料として令和4年度の市立学校の月別陽性者数、4月から7月までの期間中のグラフを掲載していますので、ご参考にご覧ください。

それでは、表面に戻りましてお手元の資料1の(1)では、集計した療養期間中の陽性者について、令和4年8月1日から令和5年4月18日までの全市立学校の人数の合計をグラフで示しています。

夏休み中の8月の初旬に大きな感染ピークがあります。10月に一旦落ち着きが見られますが、11月以降徐々に療養者数が増加し、12月の中旬辺りにもう一つの山があります。1月以降からは、少しずつ療養者数は減少し、3月以降、年度が変わるは4月から現在にかけて、療養期間中人数は、ほぼ落ち着いている状況でございます。

次に、(2)の表をご覧ください。

令和4年度中に、臨時休業等の措置を実施した学校数を集計したものとなります。

記載のとおり、69校において学級閉鎖措置、9校において学年閉鎖措置、9校のうち6校は単学年によるものとなっております。臨時休業措置を実施した学校はありませんでした。

なお、臨時休業措置の実施期間の平均は、およそ2.5日間でした。

次に、今後の感染予防対策についてです。

令和4年度においては、「横須賀市立学校の教育活動における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル【2022.4.1版】」に基づきまして、教育活動に取り組んでいただきました。

令和5年度におきましては、令和5年3月17日付で、国の衛生管理マニュアルが改定されたことを受け、本マニュアルに改定を加えまして、【2023.4.1版】を作成しました。

現在はこれにのっとり、感染対策に努め、教育活動を継続してもらえよう、各市立学校に依頼をしています。

学校が特に留意して取り組むことは、資料記載の(1)から(6)ですが、特に、(2)について、児童・生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本としていますが、あわせて、校内の感染が拡大傾向にある時期や医療機関を訪問する際に、マスクの着用が推奨される場面があることについて指導をお願いしています。

また、(3)についてですが、健康上の理由や感染不安など、様々な理由からのマスク着用を希望する児童・生徒がいることにも留意し、マスクの着用有無によるいじめや差別、偏見が起こらないよう、配慮ある指導をお願いしています。

新年度に移りましたが、各学校においてもこれから先、新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会をつくるため、感染リスクがゼロにならないということを受け入れた上で、可能な限りリスクを低減させる努力をしながら、学校教育活動を継続しつつ、児童・生徒や教職員の感染対策に取り組んでいくことができるよう、引き続き状況を注視するとともに、今後も学校と連携し、感染拡大防止に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

(川邊委員)

5月からのコロナ自体が5類相当で大分、感染状況の報告等も減ると思うんですけども、それに関して何かお考え等あるんでしょうか。それと、学校の中での状況の把握をもっと強くしていくとか、何か今後の方向に関してお考えがありましたら、お伝えください。

(保健体育課長)

今後、国のほうからまた通知が送られてくる予定となっておりますので、それを参考にしながら、学校には今後改めて通知をするということで、伝えてあります。

今、落ち着いた状況ではありますが、少しまたこれからどうなるかというところは注視しながら対応を進めてまいります。

(川邊委員)

ちょっと今、途中で触れたんですけれども、今後どのような状況なのか、感染状況があるか、分からないと思うんですけれども、少なくとも、学校関係に関しては学校間の連携を密にしたら少しは違うんじゃないかなと思うんで、その辺も考えていただけたらと思います。

(保健体育課長)

承知しました。ありがとうございました。

(元木委員)

この留意して取り組むことの中の(2)マスクの着用を求めないことを基本とするとありますが、現状、児童・生徒さんはどのくらいのマスクの着用をしているか、ご存じでしたら教えてください。

(保健体育課長)

原則、子どもたち任意で、自分で状況を判断しながらマスクの着脱については判断している状況ですが、少しずつ、暑さ、熱中症対策というところもございまずので、少しずつはマスクを外す場面が出てきているのではないかという報告は受けております。

(元木委員)

今お話があったように、熱中症が心配されるところでございますので、そういった熱中症対策として、例えば、距離が十分あって感染の可能性が低いのであれば、マスクを外すような指導を、そういったことをしていただければと思うんですが、ひとつご検討をよろしくお願いいたします。

(保健体育課長)

承知しました。ありがとうございました。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

日程第1 議案第13号については、神奈川県教育委員会が後日発表する案件であるため、日程第2 議案第14号、日程第3 議案第15号、及び日程第5 議案第17号については、人事案件であるため、秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

令和5年4月20日(木) 午後4時18分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡